

孺恋村景観条例に基づく 届出の手引き

孺恋村
平成27年2月

孺恋村景観条例に基づく届出の手引き

目次

1. 景観条例に基づく届出の手引きについて	1
1.1. 届出の手引書の作成	1
1.2. 景観計画と景観形成ガイドライン	1
2. 届出基準	2
2.1. 届出対象区域について	2
2.2. 届出の必要な行為	3
<建築物>	3
<工作物>	4
<その他>	5
3. 景観形成基準について	7
3.1. 景観計画区域全域（重点地区を除く）	7
3.2. 商業拠点	8
3.3. 環境保全地域内地区	10
3.4. 別荘地地区	12
3.5. 国立公園 普通地域地区	14
3.6. 国立公園 特別保護地区、特別地域	15
4. 景観計画に基づく届出について	16
4.1. 手続きの流れ	16
4.2. 届出に必要な書類等	17
4.3. 届出様式について	18

1. 景観条例に基づく届出の手引きについて

1.1. 届出の手引書の作成

孺恋村では、平成27年4月1日に、「孺恋村景観条例」を施行します。

本条例の施行により、一定規模以上の建築物や工作物の建築等、又は土地の形質の変更や木竹の伐採等の行為については、景観法及び景観条例に基づく村への届出が必要となります。

また、あわせて上記の行為については、「孺恋村景観計画（平成26年12月）」に定める景観形成基準に適合させる必要があります。

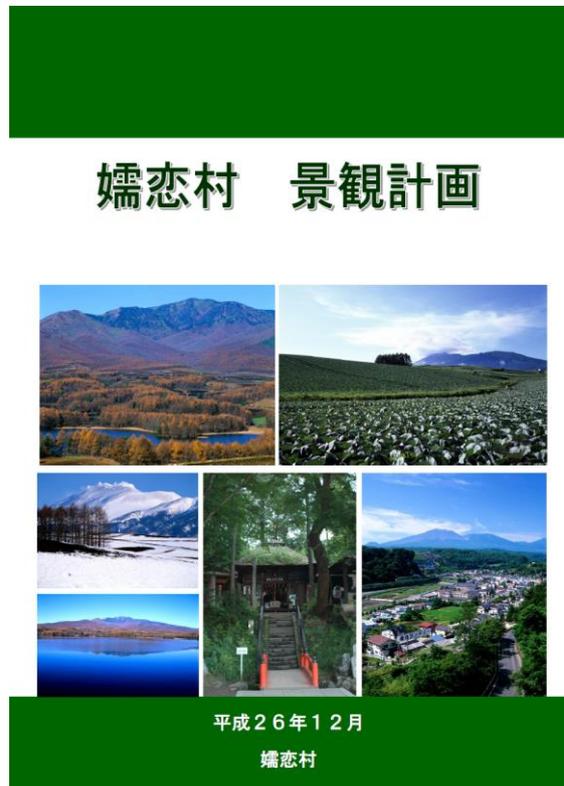
本冊子は、「届出が必要な行為の基準」と「景観形成基準」、及び「届出に関する様式等」をお示しし、村民や事業者の皆さまが建築行為等を行う場合の手引きとなるよう作成したものです。



1.2. 景観計画と景観形成ガイドライン

孺恋村の景観形成に関する基本的な考え方や、重点的に景観形成に取り組むための「景観形成重点地区」及び「景観形成基準」等については、「孺恋村景観計画（平成26年12月）」でお示ししております。また、景観形成基準に関する考え方について具体的な例示等を交え解説を行ったものが「孺恋村景観形成ガイドライン」です。

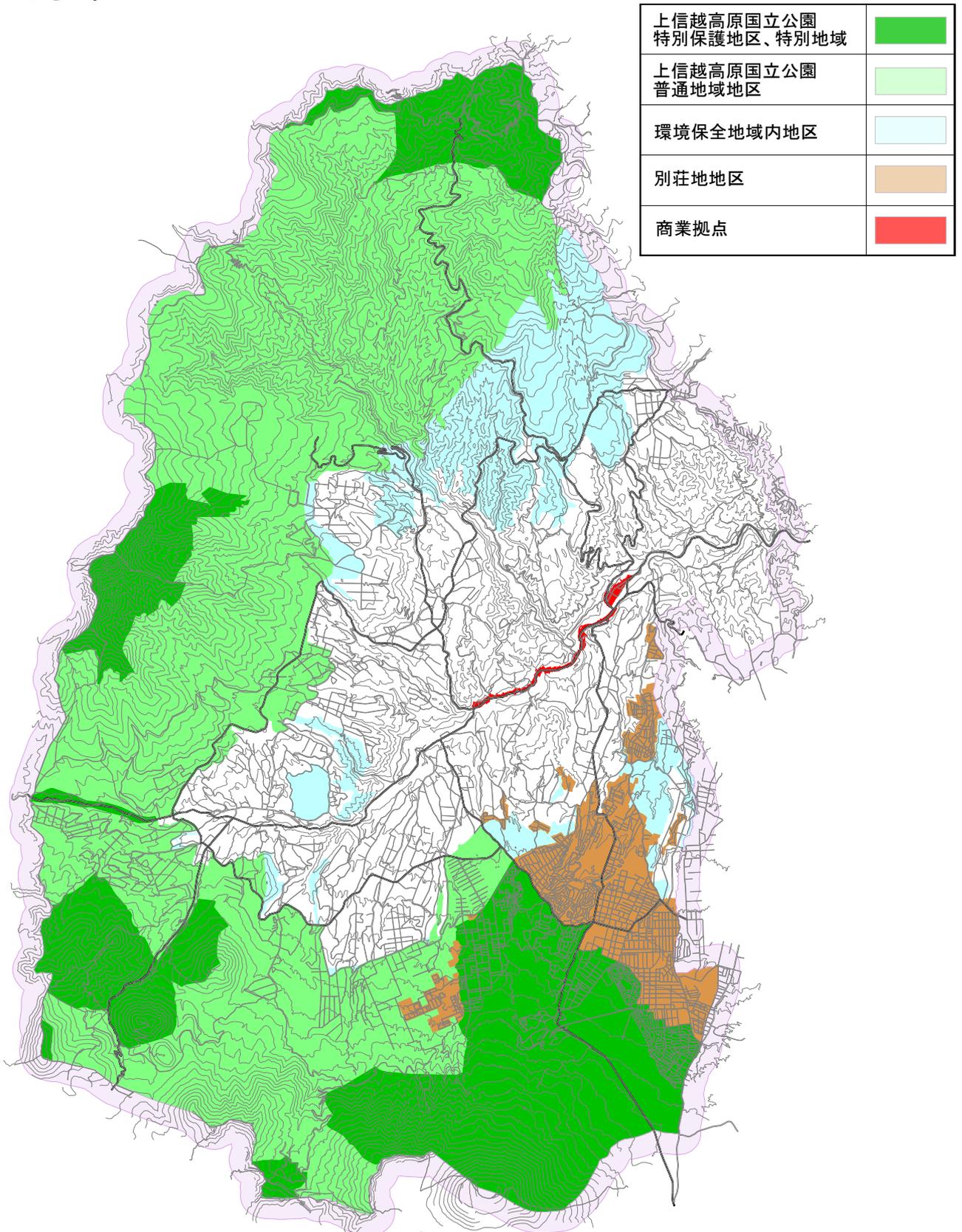
建築行為等を行う場合は、これらの計画書等も必ずご確認ください。（村の窓口又はホームページ等でご覧になれます。）



2. 届出基準

2.1. 届出対象区域について

届出対象区域の区分は下図に示すとおりで、5つの重点地区とそれ以外の地区（全域）の6区分となります。なお、下図は区域の概要ですので、詳細は村の窓口でご確認ください。



2.2. 届出の必要な行為

区域の凡例（以下、同じ）

全：景観計画区域全域（重点地区を除く）

商：商業拠点

環：環境保全地域内地区

別：別荘地地区

普：上信越高原国立公園普通地域地区

※上信越高原国立公園特別保護地区、特別地域においては、景観法の届出は必要ありませんが、自然公園法の許可が必要です。

<建築物>

行為の種類	区域	対象となる規模
新築、改築、増築若しくは移転 外観の模様替え、色彩の変更	全	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さが 15m を超えるもの 建築面積 1,000 m² を超えるもの
	商	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新・増・改築、移転部分の階数が地上 3 階以上のもの 建築面積 1,000 m² を超えるもの
	環	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新・増・改築、移転部分の階数が地上 3 階以上のもの リゾートマンション等の新・増・改築 特殊建築物の新・増・改築で、延べ床面積が 250 m² 以上のもの
	別	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新・増・改築、移転部分の床面積の合計が 10 m² を超えるもの
	普	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観の変更で、変更の面積が 10 m² を超えるもの

<対象除外>

- ①建築物の新・増・改築、移転部分の床面積の合計が 10 m² 以下のもの
- ②外観の模様替えまたは色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が 10 m² 以下のもの
- ③改築で、外観の変更を伴わないもの
- ④工事に必要な仮設の建築物

<工作物>

行為の種類	区域	対象となる規模
新築、改築、増築若しくは移転 外観の様様替え、色彩の変更	全	垣、柵、塀の類 ・高さ 2m、かつ長さ 50m を超えるもの
	商	電波塔、電柱、金属柱、高架水槽、彫像の類 ・高さ 15m を超えるもの
	環	遊戯施設、貯蔵施設、処理施設の類 ・高さ 15m、又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの
	別	

<対象除外>

- ①改築で、外観の変更を伴わないもの
- ②建築物と一体となって設置されるものの新築で、高さ 1.5m 以下のもの
(遊戯施設、貯蔵施設、処理施設の類に該当する場合は、当該行為に係る部分の築造面積が 10 m² を超えるものを除く)
- ③改築または増築で、高さが改築または増築前の高さ以下のもの
(遊戯施設、貯蔵施設、処理施設の類に該当する場合は、当該行為に伴い増加する部分の築造面積が 10 m² を超えるものを除く)
- ④工事に必要な仮設の工作物

<その他>

行為の種類	区域	対象となる規模
土石採取、その他土地の形質変更	全 商 環 別	<ul style="list-style-type: none"> 行為面積が、1,000 m²を超えるもの 高さ5m、かつ長さ10mを超える法面又は擁壁を生じるもの
	環 別	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、行為面積が300 m²を超え、かつ高さ1.5mを超える法面又は擁壁を生じるもの
木竹の伐採	全 商 環 別 普	<ul style="list-style-type: none"> 土地の用途変更を目的とした伐採面積が1,000 m²を超えるもの
	環 別 普	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、溪流に面した崩壊のおそれのある林地、傾斜30度以上の林地に該当するもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	全 商 環 別 普	<ul style="list-style-type: none"> 高さ5m又は1,000 m²を超えるもので、堆積期間が90日を超えるもの
	環 別 普	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、高さ1.5m、かつ面積100 m²を超えるもの
水面の埋め立てまたは干拓	全 商 環 別 普	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る土地（湧水地、沢、湿地帯等の集水域も含む）及び、その周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれがあるもの
特定照明	全 商 環 別 普	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間から容易に見える位置にある届出の対象となる建築物、工作物の形態、意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が90日を超えるもの
屋外広告物	全 商 環 別 普	<ul style="list-style-type: none"> ネオン、イルミネーション及び光源を点滅させているもの 内部照明式看板のもの

<対象除外>

土石採取、その他土地の形質変更

■地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石採取等

- ①非常災害のため必要な応急措置としておこなうもの

■土地の区画形質の変更

- ①工事に必要な仮設の建築物又は工作物に係るもの
- ②農林漁業を営むためにおこなうもの
- ③既存の建築物又は工作物の管理のために必要なもの
- ④非常災害のため必要な応急措置としておこなうもの

木竹の伐採

- ①間伐・枝内・整枝等の木竹の保育のため通常おこなわれる木竹の伐採
- ②枯損した木竹又は倒壊等危険のある木竹の伐採
- ③自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ④仮植した木竹の伐採
- ⑤農林漁業を営むもの
- ⑥非常災害のため必要な応急措置としておこなうもの

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

- ①外部から見通すことができない場合での物品の集積又は貯蔵
- ②期間が90日を超えて継続しない物品の集積又は貯蔵
- ③農林漁業を営むために必要なもの
- ④非常災害のため必要な応急措置としておこなうもの
- ⑤工事施工の際、現場内に当該現場で使用する資材等を保管するもの

水面の埋め立てまたは干拓

- ①河川管理者等の指導、助言に従って行うもの

その他

- ①自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項及び第21条第3項の規定による許可を受けて行う行為

3. 景観形成基準について

3.1. 景観計画区域全域（重点地区を除く）

行為の種類		事項	景観形成基準
建築物	新築、改築、増築若しくは移転 外観の模様替え、色彩の変更	位置	○浅間山等の景観上重要と思われる山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること ○道路等に接する敷地境界線からは、周囲の建築形態や土地利用に配慮し、後退した位置となるよう努めること
		規模	○周辺の景観と調和した高さ、規模に努めること ○自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする
		形態・意匠	○周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること
		色彩	○不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色調とすること ○使用する色彩又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩については、この限りでない
		緑化	○農地の隣接地域は、できるだけ広く緑地帯等として保全すること
		その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること
工作物	新築、改築、増築若しくは移転 外観の模様替え、色彩の変更	位置	○道路等に接する敷地境界線からは、後退した位置となるよう努めること
		規模	○周辺の景観と調和した高さ、規模に努めること ○鉄塔等の他の法令上優先される工作物については、村との協議をおこなうこと
		形態・意匠	○周辺の基調となる景観に調和した形態・意匠に努めること
		色彩	○可能な限り、周辺の景観と調和が図れる色彩に努めること
		緑化	○大規模な工作物にあっては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること ○優れた既存の樹木がある場合には、修景保存に配慮すること ○農地の隣接地域は、できるだけ広く緑地帯等として保全すること
		その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること
土石採取、その他土地の形質変更	変更後の形状	○長大な法面が生じないように努めること ○やむを得ず法面が生じる場合には、法面は緑化可能な勾配とし、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと	
木竹の伐採	伐採の方法	○優れた樹木は、できる限り伐採せず、その周囲に移植すること	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積又は貯蔵の方法	○道路等から見えにくいように努めること	
	遮へい	○周辺の道路等からの遮へいに配慮し、敷地周囲の緑化に努めること	
水面の埋め立てまたは干拓		○河川管理者等の指導、助言に従って行う場合を除き、水面の埋立て又は干拓を行わないこと ○やむを得ず埋立て又は干拓をする場合は、動植物の生息生育環境に配慮した自然景観の創出に努めること	
特定照明		○周辺の住環境や交通環境、生態系、農作物等に対して光害とならないよう配慮すること	

3.2. 商業拠点

商業拠点に関する景観形成基準は次のとおりです。具体的なイメージ等につきましては、孺恋村景観形成ガイドラインもご覧ください。

行為の種類		事項	景観形成基準
建築物	新築、改築、増築若しくは移転 外観の模様替え、色彩の変更	位置	○浅間山等の景観上重要と思われる山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること ○道路等に接する敷地境界線からは、周囲の建築形態や土地利用に配慮し、後退した位置となるよう努めること
		規模	○周辺の景観と調和した高さ、規模に努めること ○自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする
		形態・意匠	○周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること
		色彩	○隣接する建築物等と色彩を協調したり、地域に共通するテーマカラーの設定を検討し、使用するなど、商業地としての連続性が感じられる色彩に努めること ○使用する色彩又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩については、この限りでない
		緑化	○農地の隣接地域は、できるだけ広く緑地帯等として保全すること ○プランターの設置など、潤いのある商業地景観の創出に努めること
		その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること
工作物	新築、改築、増築若しくは移転 外観の模様替え、色彩の変更	位置	○道路等に接する敷地境界線からは、後退した位置となるよう努めること
		規模	○周辺の景観と調和した高さ、規模に努めること ○鉄塔等の他の法令上優先される工作物については、村との協議をおこなうこと
		形態・意匠	○周辺の基調となる景観に調和した形態・意匠に努めること
		色彩	○可能な限り、周辺の景観と調和が図れる色彩に努めること
		緑化	○大規模な工作物にあっては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること ○優れた既存の樹木がある場合には、修景保存に配慮すること ○農地の隣接地域は、できるだけ広く緑地帯等として保全すること
		その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること
土石採取、その他土地の形質変更	変更後の形状	○長大な法面が生じないように努めること ○やむを得ず法面が生じる場合には、法面は緑化可能な勾配とし、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと	
木竹の伐採	伐採の方法	○優れた樹木は、できる限り伐採せず、その周囲に移植すること	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積又は貯蔵の方法	○道路等から見えにくいように努めること	
	遮へい	○周辺の道路等からの遮へいに配慮し、敷地周囲の緑化に努めること	

行為の種類	事項	景観形成基準
水面の埋め立てまたは干拓		<ul style="list-style-type: none"> ○河川管理者等の指導、助言に従って行う場合を除き、水面の埋立て又は干拓を行わないこと ○やむを得ず埋立て又は干拓をする場合は、動植物の生息生育環境に配慮した自然景観の創出に努めること
特定照明		<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の住環境や交通環境、生態系、農作物等に対して光害とならないように配慮すること ○賑わいと品格が感じられる夜間景観を形成するよう配慮した照明方法や色彩に努めること
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> ○点灯時間、明るさ等について十分に検討し、地域の景観特性に合ったものとなるよう努めること

3.3. 環境保全地域内地区

環境保全地域内地区に関する景観形成基準は次のとおりです。具体的なイメージ等につきましては、孺恋村景観形成ガイドラインもご覧ください。

行為の種類	事項	景観形成基準
建築物 新築、改築、 増築若しくは 移転 外観の模様替 え、色彩の変 更	位置	○浅間山等の景観上重要と思われる山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること
		□壁面後退位置 【別荘、居宅住宅】 ○壁面の位置は隣地境界線より概ね3.0m以上後退すること 【その他（リゾートマンション等を含む）】 ○敷地境界から建築物の外壁の後退距離が概ね建築物の高さの5割以上とすること
	規模	□高さ ○建築物の高さは20m以下とすること
		□敷地規模 【別荘、居宅住宅】 ○敷地は450㎡を確保すること 【その他（リゾートマンション等を含む）】 ○敷地面積を分譲戸数で除した面積が、概ね200㎡以上とすること ※除外：景観条例策定以前の敷地については、基準は適用しないが、極力細分化を行わないこととする
	形態・意匠	○周囲の自然景観に調和した形態・意匠とし、自然と違和感のあるような材料、生物に影響を及ぼす材料の使用は避けること ○勾配屋根（切妻、片屋根、寄棟等）とするように努め、陸屋根は原則として使用しないものとする
	色彩	○屋根や外壁は周囲の自然環境に調和したものとし、派手な原色は避けること ○使用する色彩又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩については、この限りでない
	緑化	○農地の隣接地域は、できるだけ広く緑地帯等として保全すること ○敷地の樹木は極力保存すること ○ホテル、リゾートマンション等の新規開発については、40%以上の緑地が保存され、かつ、周囲5m以上の残置森林が確保されること
その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること	

行為の種類		事項	景観形成基準
工作物	新築、改築、増築若しくは移転 外観の模様替え、色彩の変更	位置	○外壁は、道路、敷地境界から、可能な限り後退させ、道路とのスペースに修景緑化を図ること
		規模	○工作物の高さは20m以下とすること ○ただし、開発事業等及び建築物の制限に関する指導要綱の第6条(3)に該当する場合は、30m以下とし、同要綱の同条(4)に該当する場合は適用しない(※)
			○鉄塔等の他の法令上優先される工作物については、村との協議をおこなうこと
		形態・意匠	○周辺の基調となる景観に調和した形態・意匠に努めること
		色彩	○可能な限り、周辺の景観と調和が図れる色彩に努めること
		緑化	○大規模な工作物にあっては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること ○優れた既存の樹木がある場合には、修景保存に配慮すること ○農地の隣接地域は、できるだけ広く緑地帯等として保全すること
		その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること
土石採取、その他土地の形質変更	変更後の形状	○長大な法面が生じないように努めること ○やむを得ず法面が生じる場合には、法面は緑化可能な勾配とし、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと	
木竹の伐採	伐採の方法	○優れた樹木は、できる限り伐採せず、その周囲に移植すること ○木竹の伐採を行う場合は、必要最小限に留めること ○溪流に面した崩壊のおそれのある林地、傾斜30度以上の林地では、原則として木竹の伐採は行わないこと	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積又は貯蔵の方法	○道路等から見えにくいように努めること ○道路、敷地境界等からできるだけ遠隔地から堆積を始めること	
	遮へい	○敷地周囲の緑化を行う等周囲の道路等からの遮へいを行うこと	
水面の埋め立てまたは干拓		○河川管理者等の指導、助言に従って行う場合を除き、水面の埋立て又は干拓を行わないこと ○やむを得ず埋立て又は干拓をする場合は、動植物の生息生育環境に配慮した自然景観の創出に努めること	
特定照明		○周辺の住環境や交通環境、生態系、農作物等に対して光害とならないよう配慮すること	
屋外広告物		○点灯時間、明るさ等について十分に検討し、地域の景観特性に合ったものとなるよう努めること	

※：開発事業等及び建築物の制限に関する指導要綱の第6条(3)とは、電気通信事業者が行う公益性の高い事業で、主要道路から20m以上離れた位置で行うもの。また、同要綱の同条(4)とは、防災対策等の施設や運動施設の防球ネット等の安全確保のため必要な工作物。

3.4. 別荘地地区

別荘地地区に関する景観形成基準は次のとおりです。具体的なイメージ等につきましては、婦恋村景観形成ガイドラインもご覧ください。

行為の種類	事項	景観形成基準
建築物 新築、改築、 増築若しくは 移転 外観の様式替 え、色彩の変 更	位置	○浅間山等の景観上重要と思われる山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること
		□壁面後退位置 【別荘、居宅住宅】 ○壁面の位置は隣地境界線より概ね 3.0m以上後退すること 【その他（リゾートマンション等を含む）】 ○敷地境界から建築物の外壁の後退距離が概ね建築物の高さの5割以上とすること
	規模	□高さ 【別荘、居宅住宅】 ○建築物の高さは、10mを超えないこと 【その他（リゾートマンション等を含む）】 ○建築物の高さは、20mを超えないこと
		□敷地規模 【別荘、居宅住宅】 ○敷地は 450 m ² を確保すること 【その他（リゾートマンション等を含む）】 ○敷地面積を分譲戸数で除した面積が、概ね 200 m ² 以上とすること ※除外：景観条例策定以前の敷地については、基準は適用しないが、極力細分化を行わないこととする
	形態・意匠	○周囲の自然景観に調和した形態・意匠とし、自然と違和感のあるような材料、生物に影響を及ぼす材料の使用は避けること ○勾配屋根（切妻、片屋根、寄棟等）とするように努め、陸屋根は原則として使用しないものとする ○老朽化に伴い、当該地区の風景を著しく損なう建築物は、補修、解体により景観上の配慮を行う
	色彩	○屋根や外壁は周囲の自然環境に調和したものとし、派手な原色は避けること ○使用する色彩又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩については、この限りでない
	緑化	○農地の隣接地域は、できるだけ広く緑地帯等として保全すること ○敷地の樹木は極力保存すること ○ホテル、リゾートマンション等の新規開発については、40%以上の緑地が保存され、かつ、周囲 5m以上の残置森林が確保されること
その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること	

行為の種類	事項	景観形成基準
工作物 新築、改築、 増築若しくは 移転 外観の様態替 え、色彩の変 更	位置	○外壁は、道路、敷地境界から、可能な限り後退させ、道路とのスペースに修景緑化を図ること
	規模	○工作物の高さは20m以下とすること ○ただし、開発事業等及び建築物の制限に関する指導要綱の第6条(3)に該当する場合は、30m以下とし、同要綱の同条(4)に該当する場合は適用しない(※) ○可能な限り周辺の樹林の高さと調和するよう配慮すること
		○鉄塔等の他の法令上優先される工作物については、村との協議をおこなうこと
	形態・意匠	○周辺の基調となる景観に調和した形態・意匠に努めること
	色彩	○可能な限り、周辺の景観と調和が図れる色彩に努めること
	緑化	○大規模な工作物にあっては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること ○優れた既存の樹木がある場合には、修景保存に配慮すること ○農地の隣接地域は、できるだけ広く緑地帯等として保全すること
		その他
土石採取、その他 土地の形質変更	変更後の形状	○長大な法面が生じないように努めること ○やむを得ず法面が生じる場合には、法面は緑化可能な勾配とし、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと
	採掘又は 採取の方法	○周辺の地形や緑地等の環境と調和して、良好な景観を呈している浅間石の除去又は移動は原則として行わない、やむを得ず行う場合は最小限に止めるものとする
木竹の伐採	伐採の方法	○優れた樹木は、できる限り伐採せず、その周囲に移植すること ○木竹の伐採を行う場合は、必要最小限に留めること ○溪流に面した崩壊のおそれのある林地、傾斜30度以上の林地では、原則として木竹の伐採は行わないこと
屋外における土 石、廃棄物、再生 資源その他物件の 堆積	集積又は 貯蔵の方法	○道路等から見えにくいように努めること ○道路、敷地境界等からできるだけ遠隔地から堆積を始めること
	遮へい	○敷地周囲の緑化を行う等周囲の道路等からの遮へいを行うこと
水面の埋め立てまたは干拓		○河川管理者等の指導、助言に従って行う場合を除き、水面の埋め立て又は干拓を行わないこと ○やむを得ず埋め立て又は干拓をする場合は、動植物の生息生育環境に配慮した自然景観の創出に努めること
特定照明		○周辺の住環境や交通環境、生態系、農作物等に対して光害とならないように配慮すること
屋外広告物		○点灯時間、明るさ等について十分に検討し、地域の景観特性に合ったものとなるよう努めること

※：開発事業等及び建築物の制限に関する指導要綱の第6条(3)とは、電気通信事業者が行う公益性の高い事業で、主要道路から20m以上離れた位置で行うもの。また、同要綱の同条(4)とは、防災対策等の施設や運動施設の防球ネット等の安全確保のため必要な工作物。

3.5. 国立公園 普通地域地区

国立公園普通地域地区に関する景観形成基準は次のとおりです。具体的なイメージ等につきましては、婦恋村景観形成ガイドラインもご覧ください。

行為の種類	事項	景観形成基準
建築物 新築、改築、 増築若しくは 移転 外観の模様替 え、色彩の変 更	位置	○浅間山等の景観上重要と思われる山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること
		□壁面後退位置 【別荘、居宅住宅】 ○壁面の位置は隣地境界線より概ね 3.0m以上後退すること 【その他（リゾートマンション等を含む）】 ○敷地境界から建築物の外壁の後退距離が概ね建築物の高さの5割以上とすること
	規模	□高さ 【別荘、居宅住宅】 ○建築物の高さは、10mを超えないこと 【その他（リゾートマンション等を含む）】 ○建築物の高さは、20mを超えないこと
		□敷地規模 【別荘、居宅住宅】 ○敷地は 450 m ² を確保すること 【その他（リゾートマンション等を含む）】 ○敷地面積を分譲戸数で除した面積が、概ね 200 m ² 以上とすること ※除外：景観条例策定以前の敷地については、基準は適用しないが、極力細分化を行わないこととする。
	形態・意匠	○周囲の自然景観に調和した形態・意匠とし、自然と違和感のあるような材料、生物に影響を及ぼす材料の使用は避けること ○勾配屋根（切妻、片屋根、寄棟等）とするように努め、陸屋根は原則として使用しないものとする
	色彩	○屋根や外壁は周囲の自然環境に調和したものとし、派手な原色は避けること ○使用する色彩又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩については、この限りでない
	緑化	○農地の隣接地域は、できるだけ広く緑地帯等として保全すること ○敷地の樹木は極力保存すること ○ホテル、リゾートマンション等の新規開発については、40%以上の緑地が保存され、かつ、周囲 5m以上の残置森林が確保されること
その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること	

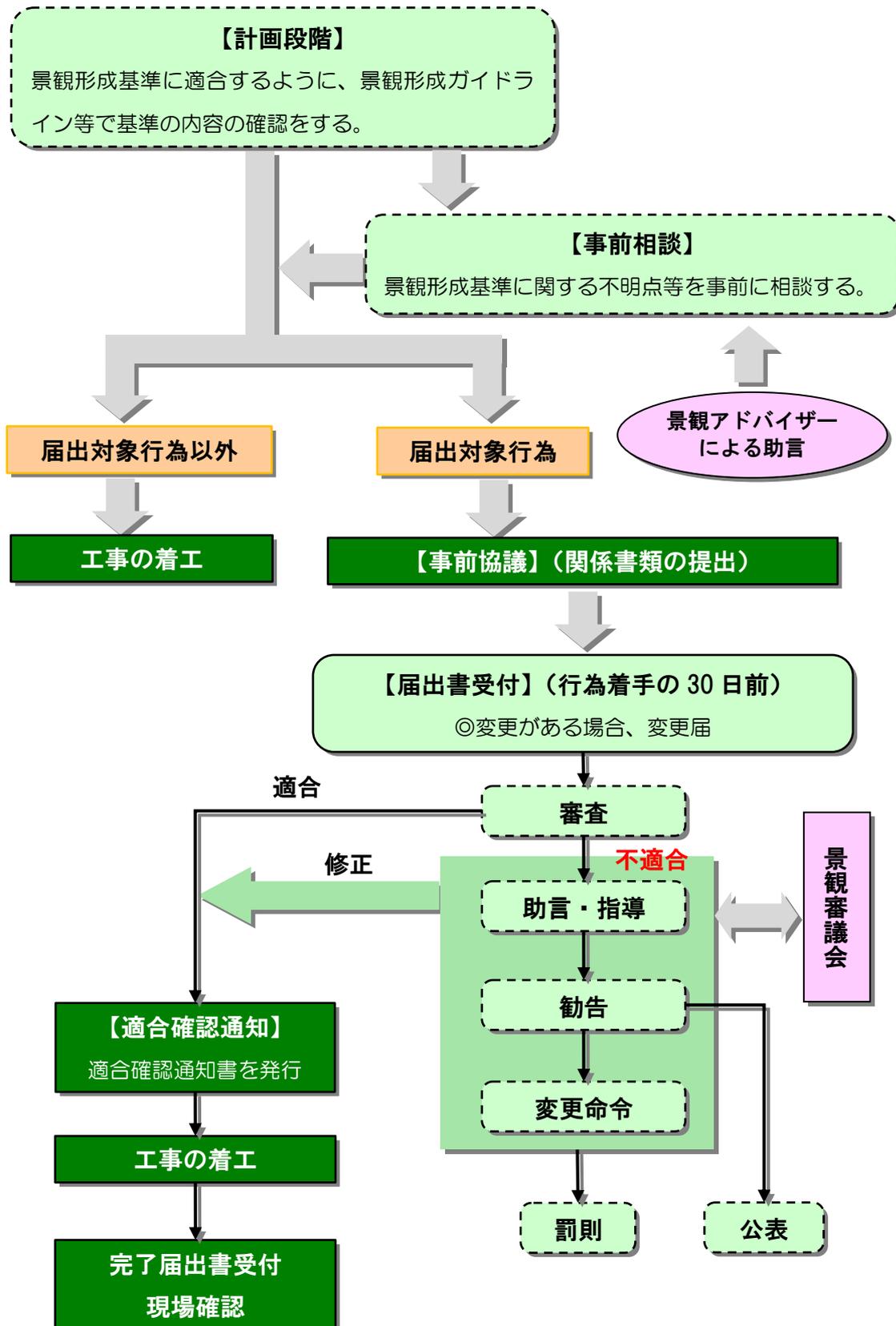
行為の種類	事項	景観形成基準
木竹の伐採	伐採の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○優れた樹木は、できる限り伐採せず、その周囲に移植すること ○木竹の伐採を行う場合は、必要最小限に留めること ○溪流に面した崩壊のおそれのある林地、傾斜 30 度以上の林地では、原則として木竹の伐採は行わないこと
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積又は貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○道路等から見えにくいように努めること ○道路、敷地境界等からできるだけ遠隔地から堆積を始めること
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地周囲の緑化を行う等周囲の道路等からの遮へいを行うこと
水面の埋め立てまたは干拓		<ul style="list-style-type: none"> ○河川管理者等の指導、助言に従って行う場合を除き、水面の埋立て又は干拓を行わないこと ○やむを得ず埋立て又は干拓をする場合は、動植物の生息生育環境に配慮した自然景観の創出に努めること
特定照明		<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の住環境や交通環境、生態系、農作物等に対して光害とならないように配慮すること
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> ○点灯時間、明るさ等について十分に検討し、地域の景観特性に合ったものとなるよう努めること

3.6. 国立公園 特別保護地区、特別地域

国立公園 特別保護地区、特別地域は、自然公園法の許認可が必要となります。

4. 景観計画に基づく届出について

4.1. 手続きの流れ



4.2. 届出に必要な書類等

別表第1(第3条関係)

行為	図書		
	種類	縮尺	部数
建築物及び工作物の新築、増改築、外観の修繕	位置図	2500分の1以上	2
	配置図	100分の1以上	2
	各面の立面図	100分の1以上	2
	外部仕上げ材見本		2
	現況カラー写真		2
建築物及び工作物の移転	添付書類なし		2
建築物及び工作物の外観の模様替え、色彩の変更	外部仕上げ材見本		2
	現況カラー写真		2
屋外における物品の集積又は貯蔵	位置図	2500分の1以上	2
	計画平面図	500分の1以上	2
	計画断面図	500分の1以上	2
	現況カラー写真		2
形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石等の採取	位置図	2500分の1以上	2
	計画平面図	500分の1以上	2
	計画断面図	500分の1以上	2
	現況カラー写真		2
土地の区画形質の変更	位置図	2500分の1以上	2
	計画平面図	500分の1以上	2
	計画断面図	500分の1以上	2
	現況カラー写真		2
木竹の伐採又は植栽	位置図	2500分の1以上	2
	計画平面図	500分の1以上	2
	計画断面図	500分の1以上	2
	現況カラー写真		2
水面の埋め立て又は干拓	位置図	2500分の1以上	2
	計画平面図	500分の1以上	2
	現況カラー写真		2
屋外広告物及び特定照明の設置	位置図	2500分の1以上	2
	完成予想図・パース(着色)又は製品写真等		2
	現況カラー写真		2

4.3. 届出様式について

<景観計画区域における行為届出書>

孺恋村景観条例施行規則第3条に基づき、景観計画区域における行為届出書は以下のとおりです。

様式第1号(第3条関係)

景観計画区域における行為届出書

年 月 日

孺恋村長様

(行為者)

住 所

氏 名

印

電話番号

※法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

設計者住所、氏名	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
対象行為の場所	孺恋村		
区 分	孺恋村景観計画区域・景観形成重点地区()の届出		
対象行為の期間	着手予定日： 年 月 日 ~ 完了予定日： 年 月 日		
対象行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工 作 物	<input type="checkbox"/> 新築 (添付書類①②④⑤⑥) <input type="checkbox"/> 増改築 (添付書類①②④⑤⑥) <input type="checkbox"/> 修繕 (添付書類①②④⑤⑥) <input type="checkbox"/> 移転 (添付書類①④⑤) <input type="checkbox"/> 撤去 (添付書類無し) <input type="checkbox"/> 外観の模様替え (添付書類④⑥) <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更 (添付書類④⑥)	
		<input type="checkbox"/> 屋外における物品の集積又は貯蔵 (添付書類①③④⑦) <input type="checkbox"/> 地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石等の採取 (添付書類①③④⑦) <input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更 (添付書類①③④⑦) <input type="checkbox"/> 木竹の伐採又は植栽 (添付書類①③④⑦) <input type="checkbox"/> 水面の埋め立て又は干拓 (添付書類①③④) <input type="checkbox"/> 屋外広告物及び特定照明の設置 (添付書類①④⑧)	
概要	用途	建築面積、建設面積	m ²
	構造	造 階	外壁色彩のマンセル値 色相 () / 彩度 ()
	高さ	m	屋根色彩のマンセル値 色相 () / 彩度 ()
	棟数、戸数	棟 戸	
添付書類	①位置図 ②各面の立面図 ③計画平面図 ④現況カラー写真 ⑤配置図 ⑥外部仕上げ材見本 ⑦計画断面図 ⑧完成予想図・パース(着色)又は製品写真等		
※ 処理欄 (記入しないでください)			

<景観計画区域における行為変更届出書>

嬭恋村景観条例施行規則第3条に基づき、景観計画区域における行為変更届出書は以下のとおりです。

様式第2号(第3条関係)

景観計画区域における行為変更届出書

年 月 日

嬭恋村長様

(行為者)

住 所

氏 名 印

電話番号

※法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

景観法第16条第2項の規定により、届出事項の変更について、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

対象行為の場所	嬭恋村
区 分	嬭恋村景観計画区域・景観形成重点地区()の届出
当初の届出年月日	年 月 日
変 更 の 内 容	(変更前)
	(変更後)
変更部分に係る行為の着手予定日	年 月 日
変更部分に係る行為の完了予定日	年 月 日
※ 処 理 欄 (記入しないでください)	

<景観計画区域における行為完了届出書>

嬭恋村景観条例施行規則第7条に基づく、景観計画区域における行為完了届出書は以下のとおりです。

様式第6号(第7条関係)

景観計画区域における行為完了届出書

年 月 日

嬭恋村長様

(行為者)

住 所

氏 名

印

電話番号

※法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること

嬭恋村景観条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

行為地の所在	嬭恋村
区 分	嬭恋村景観計画区域・景観形成重点地区()の届出
対象行為の種類	
行為届出日	年 月 日
適合通知日	年 月 日
行為着手日	年 月 日
行為完了日	年 月 日
添付資料	行為完了時点の現場写真
※ 処 理 欄 (記入しないでください)	

**孺恋村景観条例に基づく届出の手引き
平成 27 年 2 月**

発行：孺恋村

編集：総合政策課

問合せ先：建設課

〒377-1692 孺恋村大字大前 110

TEL 0279-96-1973 (直通) FAX 0279-96-1979

<http://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/index.php?id=73>